

# 地籍予備調査1年目の 事業内容について

## 浦安市の地籍調査の流れ

### 地籍予備調査1年目

- ・現況測量（地積測量図等を基に、現在の状況を測量）
- ・境界復元案作成（現況測量の結果から法務局と協議の上、境界の復元案を作成）

### 地籍予備調査2年目

- ・ペイント表示（境界復元案の境界位置をペイントにて現地に表示）
- ・現地立会（境界復元案に基づき現地で確認）

### 地籍本調査 ※土地所有者全員から同意が得られた街区や区画のみ

- ・境界点の確認（地籍予備調査にて確認した境界点を再確認）
- ・閲覧（ご同意いただいた境界復元案の最終確認）

## 浦安市の地籍調査の流れ

### 地籍予備調査1年目

- ・現況測量（地積測量図等を基に、現在の状況を測量）
- ・境界復元案作成（現況測量の結果から法務局と協議の上、境界の復元案を作成）

### 民有地の境界復元案の作成について

原則、対象となる全ての土地において

- ・地籍調査着手時点における登記簿記載面積を確保
- ・可能な限り現在の境界の位置を維持します

※個人のご意見を反映させることは、非常に難しいことをご理解いただけますと幸いです

## 土地所有者による立会



地籍予備調査の1年目では行わず  
2年目以降に行っていきます

# 土地所有者へのお願い事項

## 土地所有者へのお願い「敷地内への立ち入り」



民地と民地が接している部分について  
皆様の敷地内に立ち入らせていただく場合があります

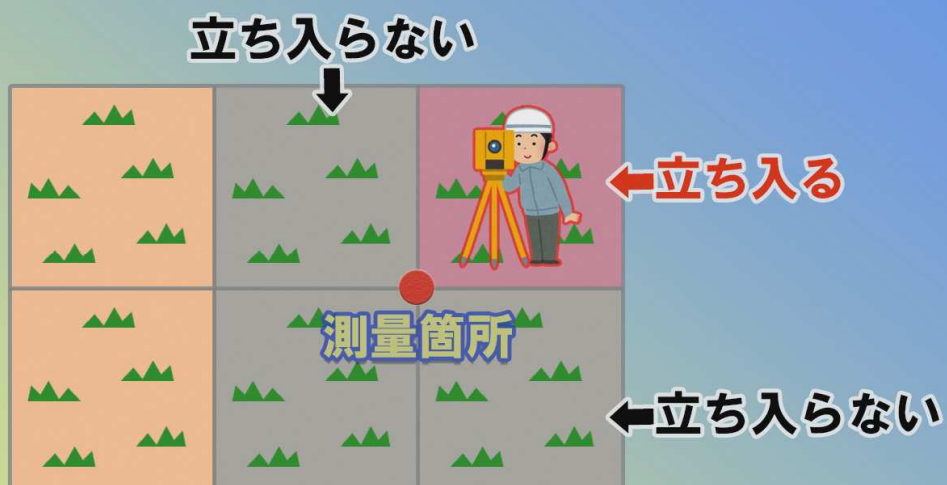
## 土地所有者へのお願い「敷地内への立ち入り」



立入が必要な場合、事前に所有者や管理者などの方に許可を頂いてから立ち入ります

7

## 土地所有者へのお願い「敷地内への立ち入り」



他の土地から測量を行えるなど  
すべての土地に立ち入る必要がない場合もあります

8

## 土地所有者へのお願い「敷地内への立ち入り」



植木鉢や庭木が障害となる場合があります  
その場合、植木鉢等を移動させていただくことがあります

## 土地所有者へのお願い「敷地内への立ち入り」



土地所有者の方以外が現地をご利用されている場合は  
土地所有者から利用者へ予めご連絡をお願いします

## 土地所有者へのお願い「敷地内への立ち入り」



立ち入りは、あくまで「土地」への立ち入りであり  
「建物内」には立ち入りません

## 土地所有者へのお願い「敷地内への立ち入り」



土地所有者の承諾さえいただければ  
測量時に立ち会っていただく必要はございません

## 土地所有者へのお願い「連絡先調査票」



事業を円滑に行うため「連絡先調査票」を  
必ずご提出ください

## 土地所有者へのお願い「連絡先調査票」



調査票は浦安市地籍調査課から郵送いたします

## 土地所有者へのお願い「連絡先調査票」



調査の通知文の発送や土地立ち入りのご相談は  
「登記簿に記載」された住所、土地所有者に行います

## 土地所有者へのお願い「連絡先調査票」



登記簿の情報が更新されていない場合には  
連絡を取ることができません



## 土地所有者へのお願い「連絡先調査票」



現時点で連絡が取れる住所や電話番号を把握することが事業を行う上で一番重要なこととなります

## 土地所有者へのお願い「連絡先調査票」



ご不明な点などありましたら浦安市地籍調査課にご連絡くださいますようお願いいたします

登録簿には電話番号は記載されていないし  
登録簿が最新の状態であるとは限らないからね



連絡先調査票をご提出頂けない場合には  
事業の進捗に影響が出てしまい、近隣の方々に  
影響を及ぼす場合がありますので、必ずご提出のほど  
ご協力をお願いいたします



## お問い合わせについて

### <地籍調査についてのお問合せ先>

**浦安市 都市整備部 地籍調査課**

【窓 口】 浦安市役所6階

【電 話】 047-712-6584

【ファックス】 047-352-7996

【メール】 [chiseki@city.urayasu.lg.jp](mailto:chiseki@city.urayasu.lg.jp)